



大津市公報

令和6年1月15日
号外(第5号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 監査委員告示

- 1 大津市職員措置請求に係る監査結果について..... 1

監査委員告示

大津市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により令和5年11月17日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月15日

大津市監査委員 土屋 薫
同 津田 穂積
同 山本 久子
同 浅井 貴博

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和5年11月17日

2 請求人

A

B

3 請求の要旨(請求書要旨)

大津市健康保険部長寿政策課(以下「担当課」という。)は、Cに対して、大津市介護予防活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付しているが、支出の根拠である「大津市介護予防活動支援事業募集要領」(以下「要領」という。)で定める「補助対象経費」に該当しない経費が存在することを認識しながら違法な支出を行い、あまつさえ申請書の書き換えまで指導した形跡が認められる。

要領では「補助対象経費」に人件費は含まれておらず、運営スタッフの「報酬」は認められていない。ただ「報償費」の一部が、「介護予防活動に伴い講師謝礼として支出するものに限る。」との厳格な要件のもとに認められているだけである。しかるに要領を無視し、申請者が運営スタッフの報酬を「謝礼」とあたかも講師謝礼の「報償費」であるかのように装っていることを認識しながら、違法な支出を行った。

その結果、市に令和元年度分45,000円、令和2年度分44,000円、令和3年度分61,000円、令和4年度分40,000円の計190,000円の損害が生じた。この違法に支払われた補助金をCから市へ返還させるとともに、「謝礼」と称する「報酬」の部分が年々増加しているため、「要領」を遵守させ、行政として公正な業務運営を行わせていただきたい。

担当課の職員は、令和元年度分から令和3年度分までの申請書に添付されている、CがD自治会(以下「自治会」という。)に支払ったとする領収書に関して、請求人が資料を示しながら行った説明により偽物である可能性を十分認識していた。

しかるに担当課の職員は、刑事訴訟法において「告発義務」を課されている公務員であるにもかかわらず、請求人が申し出た自治会への照会・調査も行わず、この領収書もどきの物を「正真正銘の自治会役員が作成した正規の領収書である。」と強硬に認定して、犯罪行為(補助金詐取、有印私文書偽造・行使)の発覚を隠ぺいした。

市から詐欺罪の被害届を大津警察署刑事第二課に提出するとともに、自治会と連携して、有印私文書偽造・行使罪で刑事告発していただきたい。

なお、担当課の職員については、刑事訴訟法に違反した上、犯罪行為(補助金詐取、有印私文書偽造・行使)の発覚まで隠ぺいしたので厳正に処分していただきたい。

4 請求の受理

本請求は、令和5年11月17日に受け付け、要件審査において地方自治法第242条第1項に規定する要件を具

備しているものと認め、同月27日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 措置請求書の訂正及び請求人の陳述

(1) 措置請求書の訂正

本件措置請求に関して、令和5年12月5日に、当初提出のあった請求書面の訂正があった。また、請求人が追加資料を持参され、同日付けで受け付けた。

提出された新たな証拠書類

- ・令和2年度から令和4年度までの自治会の会計報告及び会計監査報告の写し
- ・令和2年度から令和4年度までの自治会の自治会館使用料の領収書の写し
- ・自治会への請求人からの申入書の写し（令和5年4月30日付け及び同年7月30日付け）

(2) 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年12月8日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述には請求人2名が出席し、請求書及び追加資料に従って陳述が行われた。請求書類に記載のない事項についての請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

ア 懸案事項等についてという申入書は、請求人が自治会の会計監査の立場として自治会長宛てに提出している。また、請求人は理事会でもこの件について相談している。

イ 請求人は、領収書が偽造との疑念を持ち、担当課に連絡して調査を求めた。担当課からは、自治会の代表者から市に対して調査の申出があれば市が対応するというようなことは言われていない。請求人は、今からでも自治会の代表者が申し出れば担当課が調査してくれるということなら、改めて調査するよう申し入れることはできると考えている。

ウ 担当課は、補助金をだまし取られている行為をほう助し、なおかつ隠ぺい工作をした。請求人は領収書の真偽を自治会へ照会するよう3回も督促したが、担当課からは「一点の曇りもない正真正銘の自治会の役員が作成した正規の領収書である。」と言われた。

エ 請求人は領収書の一部はCが作成したと推測している。当該領収書の金額は自治会会計の収入として入金されていないからである。

オ 請求人が当該補助制度の存在を知ったのは、令和5年3月5日の役員会の後、Cの代表者に直接聞いたときである。それまでは、チラシを配られていたので、補助金の有無くらいしか知らなかった。補助事業名が分かったので、情報公開請求を行った。

カ Cの会員に対して、補助金は使った経費の半分しか交付されないので残りの分をどうしているかを尋ねると「足りない分は経費でみている。」と言われた。さらに、「Cの会員が支出しているのですか。」と聞くと、言葉を濁した。

キ 請求人が「申請書の書き換えまで指導した形跡が認められる」と措置請求書に書いたことについては、令和元年度から令和3年度までは、「報償費」にスタッフの謝礼が入っていたが、令和4年度の決算報告書において急に「その他」になったからである。

ク 被害者は市であるのに、市は被害を認めないで、むしろ隠している。

ケ 自治会の一部の方がやっていることで、約550世帯の自治会全体が、市から補助金をだまし取っているとされるのは心苦しい。これを何とかして止めたいと思う。

2 市長からの意見書の提出及び関係職員の陳述の聴取

令和5年12月7日に本件措置請求に対して市長から意見書の提出があり、同月8日、監査室において、関係職員（健康保険部長寿政策課長及び同課地域包括ケア推進室次長）から陳述の聴取を行った。

関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

(1) 大津市介護予防活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の別表及び令和4年度の要領では、介護予防活動に要する報償費は介護予防活動に伴い講師謝礼として支出されるものに限ると規定されている。

なお、請求人が指摘している補助対象事業における運営スタッフへの報酬は、活動に必要な経費と認められたため、その他の補助対象経費として認定したものである。

また、「介護予防活動支援事業申請書」等記入の手引きには、申請の際に提出が必要となる事業予算書の記入例の報償費の内容欄に「講師、その他の謝礼」と記載され、介護予防活動支援事業利用の手引きの補助対象経費の表には、報償費の内容として「講師、その他の謝礼」と記載されていることは、誤解の要因となることを認め、双方の手引きの記載を改めることとした。

(2) 請求人が主張される申請書類の書き換えを指導した形跡がどの部分であるかは不明であるが、申請団体から提出された申請書類に誤りがあれば補正していただくことはあり得ることである。

- (3) 令和5年5月16日に、請求人から本件に関する情報公開請求の資料開示のため、担当課の職員は請求人と面会した。その場で請求人は担当課の職員に自治会へ支払ったとされる領収書の金額について自治会へ入金されていない等の不審な点を指摘し、自治会が、補助金を交付した団体に対して当該領収書を発行したか否かについて、本市から自治会に対して照会し、調査するように依頼があった。その際、本市は領収書が偽物であると断定することができなかつたため、対応を検討することとした。
- その後、関係課と協議の結果、本市は請求人に、自治会が領収書を偽物と主張するのであれば、自治会の代表者から本市に対して調査を申し出るよう伝えたが、その後、自治会からの申出はなかった。
- (4) 本市は、補助金の実績報告に添付する領収書の写しで経費を支払った事実を確認している。確認の際は領収書に記載されている日付、金額、宛名、発行者、摘要等の必要なチェックを行い、要件を満たしていれば、正当な領収書の写しとして取り扱っている。
- (5) 本市がCの犯罪行為を隠ぺいする理由はない。
- (6) 本市が不正な請求と認めた場合は、Cに対して補助金の返還を求める。
- (7) 刑事告発に関しては、まずは事実確認が必要と考える。
- (8) スタッフ謝礼については、令和4年度は要綱と照らし合わせて、「その他」として認めた。令和3年度以前については、科目として報償費に計上されているが、内容としては「その他」経費に相当するものとして取り扱われたと確認している。
- (9) スタッフに報償費として支給するという点に関しては、団体の活動の上で、遠方から来るスタッフへの交通費に相当するものや日当は、活動を円滑に進める趣旨で一定認めている。裁量の余地として認めている。
- (10) 自治会内で回覧されている活動報告書に、「公園の草刈りやこの広報誌作成等は経費として計上はしていますが担当者のボランティアに委ねているのが実情です。」と記載されていることに関しては、補助金の実績報告として、要綱に定まっている報告書の様式、支払金額を証明するものとして領収書等の審査をしており、回覧のチラシは通常添付を求めているものではなく精査していない。
- (11) 講師以外の人件費を経費として支出している団体は他にもあるが、割合としてはかなり低い。
- (12) 報償費の活動実績の詳細な活動記録は特段求めている。年間の活動費、名目と金額があれば認めている。具体的にどういうものを対象としていくのかは検討する。
- (13) 手引きの訂正について、対象、裏付け提出書類の追加、予算科目の説明など修正が必要である。どういったものを補助対象とするのかということを改めて検討する。外部の方にお手伝いいただいた謝礼について、団体が任意で決めるのではなく、本市が基準額を提示することを検討している。

3 監査対象所属に対する調査

令和5年12月5日、同月12日及び同月15日に、監査委員事務局職員が、担当課の職員に確認した内容及び説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 補助対象となる経費

要綱の別表及び令和4年度の要綱では、介護予防活動に要する報償費は介護予防活動に伴い講師謝礼として支出されるものに限ると規定されている。

しかしながら、「介護予防活動支援事業申請書」等記入の手引きには、申請の際に提出が必要となる事業予算書の記入例の報償費の内容欄に「講師、その他の謝礼」と記載され、介護予防活動支援事業利用の手引きの補助対象経費の表には、報償費の内容として「講師、その他の謝礼」と記載されており、要綱と異なる内容となっている。

その他の市長が認める経費については、具体的な内容や交付基準といったものは、作成されていない。

(2) 補助金の額の確定に当たり担当課が確認した資料

担当課は、Cから提出された実績報告書と添付資料の確認を行っている。実績報告書と共に提出された添付書類は次のとおりである。なお、領収書の原本の提示を受けて、写しと照合することは行っていない。

ア 各年度の実績報告書

イ 経費の支出を確認できる領収書の写し等

ウ 補助事業に係るポスター、チラシ、回覧文（活動内容の写真）

(3) 本件請求後に担当課が確認した事項

本件請求後、担当課は令和5年12月15日にCに対して聴取を行っており、その要旨は、次のとおりである。

ア 印刷製本費については、自治会に対して支払がされていないにもかかわらず、自治会及び自治会関係者の領収書が添付され、補助対象経費として計上されていた。令和3年10月14日に備品としてプリンターを購入するまでは、スタッフ個人所有のプリンター、購入後は、そのプリンターを使用して印刷を行っていた。

イ グラウンドゴルフ会場の公園の草刈り及び清掃等の実施に係る謝礼としてスタッフに経費が支払われているが、実施日を記録していないので、正確な日付が不明である。また、こうした謝礼について、領収書が提出されているが、Cの代表者及び会計担当者の両名は、実際には金銭を受け取っていない。

(4) 担当課の今後の対応について

これまでにCから提出された申請書類について、聴取の内容と請求人、監査委員及び監査委員事務局からの指摘事項を踏まえて内容を精査し、補助対象外となる経費及び実際に発生していない経費が認められた場合は、当該経費分について本補助金の返還請求を行う方針である。

4 本案請求に係る事実関係

(1) 大津市介護予防活動支援事業補助金

大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき、高齢者の地域における居場所、仲間及び社会的役割並びに日常生活上の生きがいの創出に資する介護予防活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、介護予防活動を支援し、もって介護予防の推進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助金の額
介護予防活動に要する報償費（介護予防活動に伴い講師謝礼として支出するものに限るものとし、1回当たり10,000円を上限とする。）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料、備品購入費並びにその他の市長が必要と認める経費	2分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、120,000円を限度とする。

(3) 補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付確定

(単位：円)

補助年度	補助対象経費	補助金の交付申請金額	補助対象経費(精算)	補助金の交付確定金額
令和元年度	259,000	120,000	244,359	120,000
令和2年度	259,000	120,000	256,427	120,000
令和3年度	314,000	120,000	224,112	112,000
令和4年度	363,000	120,000	187,250	93,000

5 本案審査に係る判断

(1) 補助対象となる経費について

ア 報償費の取扱いについて、補助対象経費として認められる内容であるかどうかを請求人の事実証明書及び担当課の提出資料により確認した。

実績報告書による報償費の取扱い（令和元年度から令和4年度まで）は、以下のとおりである。

(単位：円)

補助年度	科目	支出金額	内容
令和元年度	報償費	22,000	スタッフ謝礼（活動費）
令和2年度	報償費	24,000	スタッフ謝礼（活動費）
	その他	59,000	公園草刈り後の整理、パーティーション作成、アートフラワー講師謝礼
令和3年度	報償費	53,000	スタッフ謝礼（活動費）、製作手間（パソコン入力）、公園草刈り後の整理
令和4年度	その他	81,000	スタッフ謝礼（活動費）、公園草刈り・清掃等

報償費として、スタッフ謝礼、パーティーション作成及び製作手間（パソコン入力）の金額の算定根拠

はなく、Cの代表者が任意で単価を決めたものであった。

グラウンドゴルフのための公園の草刈り後の整理代金、草刈り・清掃等謝礼についても同様に算定根拠がなく、Cの代表者が任意で単価を決めたものであった。

草刈り等の作業が、いつ実施されたのか正確な記録が残されておらず、令和2年度及び令和3年度は、実施された月日が4回とも同一日であった。また、活動休止期間であったにもかかわらず、作業が実施されている時期が見受けられた。

こうした謝礼について、領収書が提出されているが、Cの代表者及び会計担当者の両名は、実際には金銭を受け取っていないという事実も判明しており、Cから提出された実績報告書の審査及び補助金の額の確定手続に不備があったものと言わざるを得ない。

上述のように補助金の交付事務については、不適切な事務処理が見られたものの、不適切な事務処理については、東京高等裁判所(平成元年7月11日判決)において、「本件決定は本件要綱に違反するものであるが、要綱は、行政当局が行政の指針として制定する内部規則であつて、それ自体法規としての性質をもつものではないから、本件要綱に違反するからといって直ちに違法となるものではない」とされている。

また、大津市補助金等交付規則は、補助金等の交付手続が適正に行われるように事務執行上の内部手続を定めたものであり、要綱は、いかなる場合に補助金を交付するかを定めるとともに、同規則を受けて補助金交付の内部的手続の細則を定めたものにすぎず、いずれも行政の指針として制定する内部規律であつて、それ自体法規としての性質を持つものではないことから、それぞれの規定に違反するからといって、直ちに違法となるものではない。

イ 印刷製本費の取扱いについて、補助対象経費として認められる内容であるかどうかを請求人の事実証明書及び担当課の提出資料により確認した。

実績報告書による印刷製本費の取扱い(令和元年度から令和4年度まで)は、以下のとおりである。

広報(回覧、掲示)用のチラシ製作印刷経費

(単位:円)

補助年度	支出金額
令和元年度	72,000
令和2年度	79,820
令和3年度	67,620
令和4年度	35,000

印刷製本費については、担当課によるCに対する聴取により、自治会関係者の領収書が提出され、補助対象経費として計上されているが、実際には自治会に対して経費が支払われた事実がないことが判明した。

したがって、本件補助金は過大に交付されていると認められる。

(2) 被害届の提出及び刑事告発等について

請求人が求める措置のうち、本市が被害届を提出すること、Cを「有印私文書偽造及び行使罪」で刑事告発すること及び担当課の職員を処分することについては、地方自治法第242条第1項に規定された住民監査請求の対象となる必要な措置の対象外であることから、却下する。

第3 結論

監査の結果、本請求には一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により次のとおり勧告する。

勸告

大津市長は、要綱の規定に基づき、正当な補助金額を算出し、大津市補助金等交付規則第19条及び第20条に基づく措置を講ずること。

なお、本勧告に対する措置の期限は令和6年3月29日とする。

第4 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

(1) 要綱及び要領の見直しについて

要綱及び要領において、報償費は「介護予防活動に伴い講師謝礼として支出されるものに限る」と規定されている。しかしながら、申請書等の記入の手引きには「講師、その他の謝礼」と記載されており、内容が異なっている。要綱及び要領に基づいた内容に是正する必要がある。

また、補助対象経費として「その他の市長が必要と認める経費」があるが、これについては、具体的な内容や交付基準といったものが示されていない。

要綱及び要領には、補助の目的、補助対象となる事業の内容、補助の対象となる経費、補助率、補助金額等を記載し、市民に対して説明責任を果たすとともに、補助金の交付事務に疑義が生じないようにするべきであり、要綱及び要領を見直す必要がある。

また、事務処理を行うに当たっては、補助金の交付手続の基本的な事項を定めている大津市補助金等交付規則や個別の補助事業について定めている要綱を常に確認しながら事務を進め、誤った前例を踏襲することのないよう周知し、徹底されたい。

(2) 担当課の適正な審査について

大津市補助金等交付規則第15条及び第16条により実績報告を受けた場合において、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとなっている。その際、審査又は調査等の結果、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとしている。

補助金の実績報告に添付する領収書の写しで経費を支払った事実を確認する際は、領収書に記載されている日付、金額、宛名、発行者、摘要等の必要な項目について、厳正にその事実を確認する必要がある。

本件の実績報告書に添付されている領収書の写しには、宛名記載がないもの、発行者が不適切なもの、摘要等の記載のないものなどがあり、領収書の確認が極めて不十分であった。実績報告書の審査については、チェックリストの作成やダブルチェックなどにより、適正な事務処理を行われたい。また、必要に応じて領収書の原本提示を求めることなどを検討されたい。

さらに、担当課においては、適正な履行確認を行う観点から、補助金等の交付先である団体に対して透明性の高い会計処理を行うよう求めるとともに、交付申請・決定時点や実績報告・確定時点における適時適切な確認に努められたい。

(3) 市民から情報提供や問合せがあったときの対応について

市民から補助金等の適正な執行に対し、情報提供や問合せがあったときには、補助事業者を確認するなど補助事業の執行に対し真摯に向き合い、公金を取り扱っているとの認識の下対応するよう努められたい。

【参考】

1 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）[抜粋]

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、前条の規定による審査又は調査等の結果、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

第17条・第18条 略

（補助金等の交付の決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

- 2 市長は、間接補助事業者が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において補助事業等の当該取消しに係る部分に関しすでに、補助金等が交付されているとき、又は補助事業者へ交付すべき補助金等の額を確定した場合においてすでにその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 3 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付の目的を達成するためとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長へ提出しなければならない。